

# 国民保護に関する吉見町計画 避難実施要領パターン

吉見町

## 1 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領とは

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下、「国民保護法」という。)では、住民の避難に関する措置を行うに当たり、都道府県知事が避難の指示を行ったときは、市町村長は直ちに避難実施要領を定めて、その定めるところにより避難住民を誘導することとされている。避難実施要領は、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識の下で避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、避難実施要領により定められた避難の手段、誘導の実施方法、関係職員の配置等、具体的に避難住民の誘導を行うに際して必要となる事項の内容は、住民に伝達されることとなる。ただし、緊急の場合には、時間的余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもあり得る。

### (2) 避難実施要領パターンについて

国民保護事案が発生し、住民の避難が必要な状況では、通常、時間的な余裕は全くなく、速やかに避難住民の誘導を行うことが求められる。しかし、実際に住民を避難させるに当たっては、避難施設や避難の手段、避難経路、誘導員の配置等様々な事項について決定する必要がある、これらの検討を事案が発生してから始めるのでは、迅速に避難実施要領を作成することができず、誘導に至るまでにかなりの時間を要することとなってしまう。

そこで、国民保護に関する基本指針では、迅速に避難実施要領が作成できるよう、市町村は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、複数の「避難実施要領のパターン」を作成しておくよう努めるものとされている。

この避難実施要領パターンは、「国民保護計画」第2編第4章第2節「モデル避難実施要領の作成」において、あらかじめ武力攻撃事態の態様に応じて複数パターンの避難実施要領パターンを作成し、周知することとされていることに基づき、作成するものである。

なお、使用に当たっては、本パターンの空欄を埋めるとともに、内容を適宜修正したものを避難実施要領とする。

## 2 作成する避難実施要領パターン

避難実施要領については、以下のパターンについて作成する。

項目	類型 (No.)	1. 着上陸侵攻からの避難	2. ゲリラや特殊部隊等からの避難	3. 航空攻撃からの避難	
				兆候がある場合 3-①	兆候がない場合 3-②
攻撃の特徴		<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。</li> <li>・着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘匿した行動をとるため、事前の兆候を察知することが困難である。</li> <li>・政治経済の中枢やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは、弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。</li> </ul>
避難時間		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。</li> </ul>
避難実施要領に盛り込むべき内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃当初は屋内に避難させ、その後、関係機関と協力して安全措施を講じつつ、適当な避難地に移動させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。</li> </ul>

項目	類型 (No.)	4. 弾道ミサイル攻撃からの避難	
		通常弾頭の場合 4-①	NBC兵器の弾頭の場合 4-②
攻撃の特徴		<ul style="list-style-type: none"> <li>・発射の段階で攻撃目標を特定することは困難</li> </ul>	
避難時間		<ul style="list-style-type: none"> <li>・極めて短時間で被害が発生することが考えられたため、避難時間はあまりない。</li> </ul>	
避難先		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。</li> </ul>	
避難実施要領に盛り込むべき内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>①屋外にいた場合、②屋内にいた場合を想定して、避難方法について盛り込む。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。</li> </ul>

### 3 基本的事項

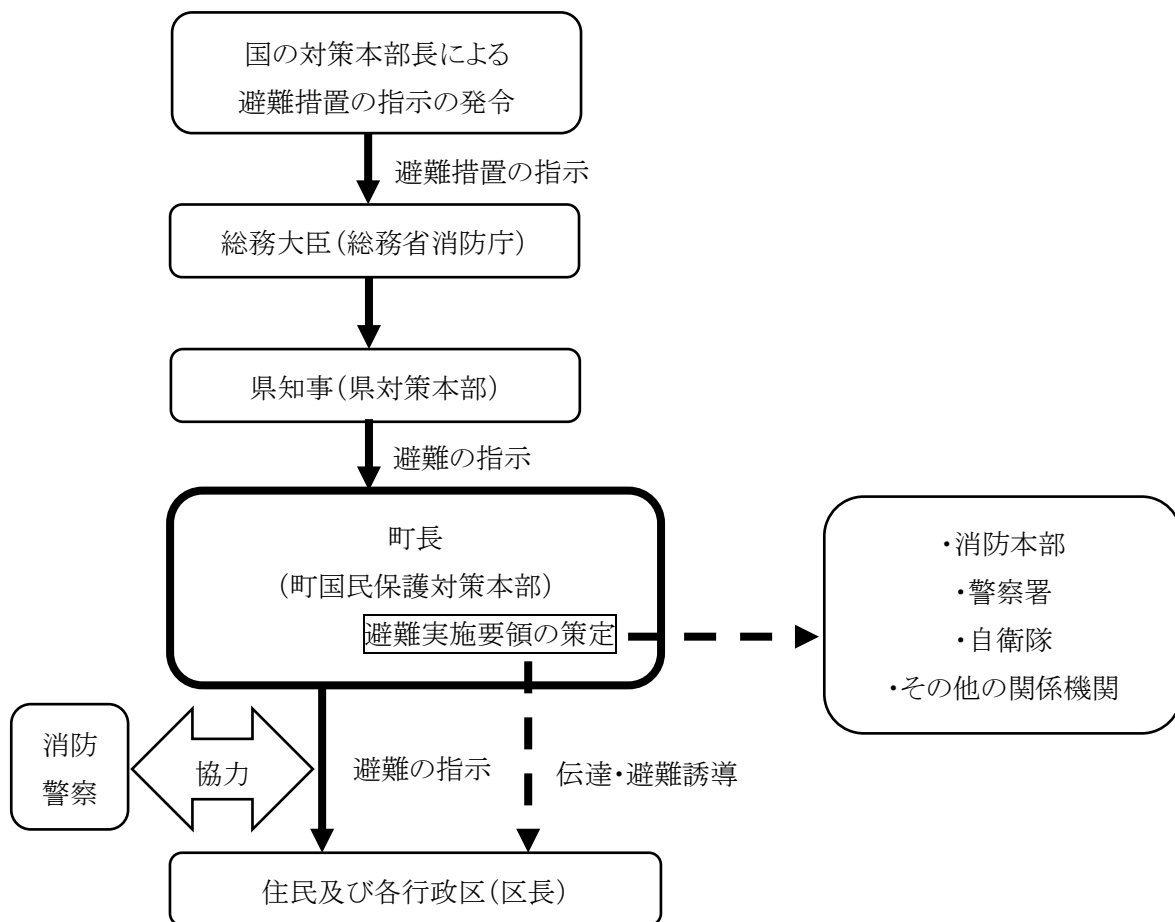
#### (1) 避難誘導に関する基本的事項

町は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定め、避難住民の誘導を行うこととなる。この避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、そのために必要な基本的事項を次のとおり示す。

##### ① 避難の指示等

避難の指示は、国(避難措置の指示)→県(避難の指示)→町(避難の指示の伝達)→住民等となされるのが基本である。町は、県による避難の指示があったときは、避難実施要領を定め、関係機関に通知するとともに、住民等へ伝達し避難誘導を行う。

< 避難の指示等の概要 >



## 4 住民の行動要領

### (1) 警報が発令された場合にとるべき行動等

町は、住民の安全を守るため、武力攻撃やテロなどが迫り、又は発生した場合には、防災行政無線を使用して住民に注意を呼びかけることとしており、さらに、町及び消防の広報車両などを通して、どのようなことが、どこで発生し、あるいは発生するおそれがあるのか、住民はどのような行動をとれば良いのか、といった警報の内容を伝えることとしている。

また、住民の避難が必要な地域には、同様な方法で避難の呼びかけを行う。

※ 防災行政無線の放送は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)から防災行政無線を自動起動して行う。

武力攻撃時の避難サイレン音(サンプル音)

:国民保護ポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

#### ① 武力攻撃やテロなどが迫り、又は発生した地域において警報が発令された場合に直ちにとるべき行動

##### ・屋内にいる場合

- ア ドアや窓を全部閉める。
- イ ガス、水道、換気扇を止める。
- ウ ドア、壁、窓ガラスから離れる。

##### ・屋外にいる場合

- ア 近隣の堅牢な建物や地下室など屋内に避難する。
- イ 自家用車などを運転している場合は、できる限り道路外の場所に車両を止める。やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って車の鍵を付けたまま駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならないようにする。

#### ② 落ち着いて、警報をはじめ、テレビやラジオなどを通じて伝えられる各種情報の収集に努める。

#### ③ 避難の指示が出されたら

避難の指示に基づき、自宅から避難所へ避難する場合には、以下のことに留意する。

行政機関からの避難の指示としては、屋内への避難、近隣の避難所への避難、町や県の区域を越えた遠方への避難などが考えられ、状況に応じた適切な指示が出されることとなる。

- ア 行政機関から避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。
- イ 元栓を閉め、コンセントを抜いておく。冷蔵庫のコンセントは、挿したままにしておく。
- ウ 頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用し、非常用持ち出し品を持参する。
- エ パスポートや運転免許証など、身分を証明できるものを携行する。
- オ 家の戸締りを行う。
- カ 近所の人に声をかける。
- キ 避難の経路や手段などについて、行政機関からの指示に従い適切に避難する。

## (2) 身の回りで急な爆発が起こった場合の行動等

身の回りで急な爆発が起こった場合などは、警報が発令されている、されていないにかかわらず、以下のことに留意する。

### ① 爆発が起こった場合

- ア とっさに姿勢を低くし、身の安全を守る。
- イ 周囲で物が落下している場合には、落下が止まるまで、頑丈なテーブルなどの下に身を隠す。
- ウ その後、爆発が起こった建物などからできる限り速やかに離れる。
- エ 警察や消防の指示に従って、落ち着いて行動する。
- オ テレビやラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努める。

### ② 火災が発生した場合

- ア できる限り低い姿勢をとり、急いで建物から出る。
- イ 口と鼻をハンカチなどで覆う。

### ③ がれきに閉じ込められた場合

- ア 明るくするためにライターなどにより火をつけないようにする。
- イ 動き回って粉じんをかき立てないようにし、口と鼻をハンカチなどで覆う。
- ウ 自分の居場所を周りに知らせるために、配管などをたたく。
- エ 粉じんなどを吸い込む可能性があるので、大声を上げるのは最後の手段とする。

### (3) 武力攻撃の種類などに応じた避難などの留意点

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、国民の保護に関する基本指針においては、下記の4つの類型を想定し、国民の保護のための措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにしている。

#### ① 着上陸侵攻からの避難（避難実施要領のパターンは、ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難に準じる。）

##### ・特徴

- ア 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- イ 航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- ウ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。

##### ・留意点

- ア 攻撃が予測された時点において、あらかじめ避難することも想定される。
- イ 避難が必要な地域が広範囲にわたり遠方への避難が必要となるとともに、避難の期間が長期間にわたることも想定される。避難の経路や手段などについて行政機関からの指示に従い適切に避難する。

#### ② 弾道ミサイルによる攻撃からの避難

##### ・特徴

- ア 発射前に着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想される。このため、まず弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報が発令され、テレビやラジオなどを通じてその内容が伝えられる。その後、実際に弾道ミサイルが発射されたときは、その都度警報が発令され、着弾が予想される地域には、防災無線放送などにより注意を呼びかけることとしている。
- イ 弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。

##### ・留意点

攻撃当初は屋内へ避難し、その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。屋内への避難に当たっては、近隣の堅牢な建物や地下室などに避難する。

#### ③ ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難

##### ・特徴

- ア 突発的に被害が発生することも考えられる。

イ 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設(原子力事業所などの生活関連等施設など)の種類によっては、被害が拡大するおそれがある。

ウ 核・生物・化学兵器や、放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾(ダーティボム)が使用されることも想定される。

・留意点

突発的に被害が発生することも考えられるため、攻撃当初は一旦屋内に避難し、その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

④ 航空攻撃からの避難(避難実施要領のパターンは、弾道ミサイル攻撃からの避

・特徴

ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することは困難。

イ 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。

・留意点

攻撃の目標地を特定せずに、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられる。屋内への避難に当たっては、近隣の堅牢な建物や地下室などに避難する。その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

⑤ 武力攻撃やテロなどの手段として化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合には、人体の機能障がいが発生させるため、被害に対する特別な対応が必要となることから、テレビやラジオなどを通じて、情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示に従って行動することが重要となる。

○化学剤が用いられた場合

・特徴

ア 化学剤は、その特性により、神経剤、びらん剤、血液剤、窒息剤などに分類されている。一般に地形や気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は、下をほうように広がる。特有の臭いがあるもの、無臭のものなど、その性質は、化学剤の種類によって異なる。人から人への感染はないが、比較的早く、目の充血、せき込み、かゆみなどの症状が現れる。

イ 触れたり、口に入れたり、吸引することで人体に悪影響を及ぼすことから、飲食物や日用品などへの混入、人体への直接注入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられる。



ウ 国や県、町は連携して、原因物質の検知及び汚染地域の特定や予測をし、住民を安全な風上の高台に誘導するほか、そのままでは分解・消滅しないため、化学剤で汚染された地域を除染して原因物質を取り除く措置などを実施する。

エ 汚染された可能性があれば、可能な限り除染して、医師の診断を受ける必要がある。

#### ・留意点

ア 口と鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難する。

イ 屋内では、窓閉め・目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。

ウ 2階建て以上の建物であれば、なるべく上の階へ避難する。

エ 汚染された服、時計、コンタクトレンズなどは速やかに処分する必要があるが、汚染された衣服などをうかつに脱ぐと、露出している皮膚に衣服の汚染された部分が触れるおそれがある。特に頭からかぶる服を着ている場合には、はさみを使用して切り裂いてからビニール袋に密閉し、その後、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。

オ 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避け、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受ける。

カ 化学剤傷病者への治療は、一刻を争う。あやしいと感じたらすぐに周囲に知らせ、速やかに警察や消防に通報するといった迅速な対応をとることが、その後の対処も早くなり、救命率の向上につながる。

#### ○生物剤が用いられた場合

##### ・特徴

ア 生物剤は、人や動物を殺傷したり植物を枯らしたりすることなどを目的とした細菌やウイルスなどの微生物及び細菌や動植物などが作り出す毒素のことをいい、人に知られることなく散布することが可能である。触れたり、口に入れたり、吸引することで人体に悪影響を及ぼすことから、化学剤と同様に、飲食物及び日用品などへの混入、人体への直接注入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられる。

イ また、発症するまでの潜伏期間に感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性がある。ヒトを媒体とする天然痘などの生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

ウ 国は、一元的な情報収集、データ解析などにより疾病を監視して、感染源や汚染された地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療を行い、まん延の防止に努める。

エ 行政機関の情報や発生した症状などから感染の疑いがある場合は、医師の診断を受けるとともに、行政機関の行うまん延防止の措置に従うことが重要となる。

・留意点

ア 口と鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。

イ 屋内では、窓閉め・目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。

ウ 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉し、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。

エ 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避け、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受ける。

オ 身近に感染した可能性のある人がいる場合は、その人が使用した家庭用品などに触れないようにし、頻繁に石けんで手を洗う。感染した可能性のある人も自らマスクをする。

カ 不審な郵便物が送られてきた場合には、郵便物を振ったり、臭いを嗅いだり、中身を開けたりせずに、可能であればビニール袋で包み、すぐに警察などに通報する。もし、開けてしまって不審物質がこぼれ出たような場合には、掃除をするべきではない。不審物質を直ちに何かで覆い、その部屋を離れて汚染された衣服をできるだけ早く脱ぎ、手を水と石けんで洗い流してすぐに警察、消防などに通報する。

○核物質が用いられた場合

・特徴

ア 核兵器を用いた攻撃による被害については、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風などによる物質の燃焼、建物の破壊、放射能汚染などの被害が生じ、その後は放射性降下物(放射能をもった灰)が拡散、降下することにより放射線障がいなどの被害が生じる。

イ 一方、放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾(ダーティボム)の爆発による被害は、核爆発ほど大きな被害は生じないが、爆薬による被害と放射能による被害をもたらす。

・留意点

ア 屋内では、窓閉め・目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の

部屋に移動する。

イ 屋内に地下施設があれば地下へ移動する。

ウ 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉し、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。

エ 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避ける。

オ 被ばくや汚染のおそれがあるため、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受ける。

#### (4) けがなどに対する応急措置

武力攻撃やテロなどが発生すると、普段のように救急車が駆けつけられないことも考えられる。けがをしてしまった場合、あるいは自分は無事でも家族や周りの人がけがをしている場合や応急措置が必要な場合などに備えて、知識を身に付けておくよう心がける。

##### ① 切り傷などにより出血している場合

ア 出血しているところを清潔なガーゼや布でやや強く押さえ、止血する。

イ 骨折がないことを確認した上で、傷口は、心臓よりも高くする。

ウ 包帯を巻くときは、患部を清潔に保つ。

エ じかに血液に触れないよう、ビニール・ゴム手袋やスーパーの袋などを利用する。

##### ② 火傷をしている場合

ア 流水で患部を冷やす。

イ 水ぶくれは、破らないよう注意する。

ウ 消毒ガーゼかきれいな布を当て包帯をする。

##### ③ 骨折している場合

ア 出血している場合は、その手当てをする。

イ 負傷した箇所は、あまり動かさない。

ウ 氷あるいは冷湿布などを利用して腫れや痛みを和らげる。

エ 可能であれば、添え木(※)を当て、骨折部分の上下を固定する。

オ さらに腕の場合は、三角巾などで固定する。

※添え木は、棒や板、傘やダンボールなどで代用できる。

④ ねんざしている場合

ア 氷あるいは冷湿布などを利用して腫れや痛みを和らげる。

イ 靴は、添え木の替わりになるので脱がずに、その上から三角巾や布で固定する。

⑤ かゆみや発疹など皮膚に異常が見られる場合

ア 汚染された衣類は、汚染物質が目や鼻と接触しないよう切り取り、ビニール袋に密閉する。

イ 水と石けんで手、顔、体を洗い、清潔にする。

⑥ 人が倒れている場合

・周囲の安全を確認し、安全でないと判断した場合は、安全な場所に移動する。

・以下に基づいて、意識があるかどうかを調べる。

ア 呼びかけて返事はするか

イ 話はできるか

・意識に障がいがあることが分かった場合は、救急車を呼ぶ。

ア 直ちに医師の診察が必要なため、そばにいる人に直接「あなたが救急車を呼んでください。」と助けを求める。

イ むやみにゆすったり起こしたりしない。

ウ 意識がない場合は、気道の確保が重要となる。額に手を置きあご先を引き上げて、呼吸がしやすいように空気の通り道を確保する。口の中にもものが詰まっていたら取り除く。

・呼吸が止まっていたら、すぐに人工呼吸を行う。

ア 親指と人差し指で鼻をつまみ、鼻のあなをふさぐ。

イ 大きく口を開けて、静かに1回1秒かけて息を吹き込む。

ウ 抵抗なく息が入れば、もう一回息を吹き込む。

※この方法は、8歳以上の人に実施すること。

・引き続き、心臓マッサージを行う。

ア 手を重ね、垂直に体重をかけ、胸の骨が4cm～5cm 下方に圧縮されるように1分間に100回の早さで30回圧迫する。

イ 30回圧迫後、人工呼吸(上記参照)を2回行う。

ウ この作業を一定の間隔で繰り返す。

※この方法は、8歳以上の人に実施すること。

## (5) 日頃からの備え

地震などの災害に対する日頃からの備えとして、避難しなければならないときに持ち出す非常用持ち出し品や、数日間を自足できるようにするための備蓄品を備えておく。

これらの備えは、武力攻撃やテロなどが発生し避難をしなければならないなどの場合においても、大いに役立つものと考えられるため、家族全員を備えるよう心がける。

### ① 備蓄

#### ・非常用持ち出し品

ア 携帯用飲料水、食品(すぐに食べられるお菓子など)

イ 貴重品(預金通帳、印鑑、現金など)、パスポートや運転免許証

ウ 救急用三角巾、包帯、はさみ、ピンセット、キズロ用の消毒液、常備薬、安全ピン、消毒ガーゼ、きれいなタオル、ばんそうこう、体温計

エ ヘルメット、防災ずきん、軍手

オ 懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池

カ 衣類、下着、毛布

キ マッチ、ろうそく(水にぬれないようにビニールでくるむ)

ク 使い捨てカイロ、ウエットティッシュ、筆記用具

※新聞紙や大きなゴミ袋は、防寒や防水に役立つ。小さな子どもがいる家庭は、ミルク、ほ乳びん、紙おむつなども必要。

#### ・数日間を自足できるようにするための備蓄品(3日分が目安)及び普段使っている物と同じ物を用意しておくことと便利である。

ア 飲料水9リットル(3リットル×3日分)

イ 非常食3日分

ウ 下着2～3組、衣類:スウェット上下、セーター、フリースなど

※さらに、攻撃の手段として化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合には、皮膚の露出を極力抑えるために、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用するとともに、マスクや折り畳んだハンカチ・タオル等を口及び鼻にあてて避難することが必要となる場合があるので、これらについても備えておくことが大切である。

## 4 パターン別の避難実施要領

### パターン1 着上陸侵攻からの避難

避難実施要領	
吉見町長 分現在	
年 月 日 時	
域外避難	
<b>1 県からの避難指示の内容</b>	
別添参照(略)	
<b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	〇〇方面
実行の主体	〇〇国
事案の概要と被害状況	〇〇国の武装工作員により、当町への攻撃の可能性があるため、域外避難を要する。
今後の予測・影響と措置	・国及び県の指示に従う。 ・迅速に避難開始できるよう、住民に対し、避難準備を促すとともに、住民のとるべき行動について周知する。
気象の状況	天候: 気温: °C 風向: 風速: m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	町内全域
避難先と避難誘導の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町で指定した施設へは徒歩で移動する。その後の交通手段等の避難方法については、町で指示する。</li> <li>・徒歩での移動が困難な要配慮者については、自家用車での避難を認めることとする。</li> <li>・対策本部は、避難住民の誘導に関し、東松山警察署及び国民保護等派遣の自衛隊の部隊等の長と緊密に連携する。</li> <li>・町は、全員の避難終了まで、誘導を行う。</li> <li>・避難の単位は、可能な限り行政区又は事業所単位等とする。</li> <li>・避難誘導、移動中における食料等の配給、要配慮者等の避難の援助などは、必要に応じ、住民に協力を求める。</li> </ul>
避難開始日時	年 月 日 :
避難完了予定日時	年 月 日 :
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	自衛隊: 住民の移送 警察: 主要道路での交通規制と誘導 消防本部: 重症患者の転院及び避難時負傷した住民への対応 消防団: 地域住民への避難の呼びかけ
連絡調整先	県対策本部: 町職員 ____ 人を派遣 現地調整所: 町職員 ____ 人を派遣

3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自力での歩行が困難な者や観光客、日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が域外避難に関する援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。</li> <li>・住民以外の滞在者についても、域外への避難誘導について、観光施設・集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。</li> </ul>			
地域の特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化が進んでおり、避難することが困難な方への対応に時間がかかる。行政区長等へ協力を依頼し、乗り合わせ等による対応を行う。</li> </ul>			
時期による特性				
4 住民の行動(基本事項)				
4 住民の行動要領参照(P5~P13)				
5 要避難地域及び避難先地域				
区分	要避難地域名	要避難者数	避難先地域名	受入人数
1		人		人
2		人		人
3		人		人
4		人		人
5		人		人
6 職員配置				
配置場所	各避難所等			
現地調整所(人数)	町職員__人			
7 残留者の確認				
確認者	町・消防			
場所	各戸			
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸別訪問を行い、チャイムを鳴らすなど、声かけを行い、避難するよう求める。反応がない場合には避難済みであると判断する。その際は、玄関扉に確認済み分かるようマークする。</li> </ul>			
8 情報伝達				
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、登録制メール等あらゆる手段を活用し、要避難の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。</li> </ul>			
避難実施要領の伝達先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内(管内)の各機関及び団体等</li> </ul>			
職員間の連絡手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課の緊急連絡網による。</li> </ul>			
9 避難誘導時の食糧の支援・提供方法				
食事場所				
食事の種類				
担当部署				
10 緊急時の連絡先				
吉見町 国民保護／緊急対処事態対策本部			電話:0493-54-1511 FAX:0493-54-4200	

パターン2 ゲリラや特殊部隊等からの避難

避難実施要領	
吉見町長 分現在	
年 月 日 時	
屋内避難(ゲリラ攻撃)	
<b>1 県からの避難指示の内容</b>	
別添参照(略)	
<b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	〇〇地区
実行の主体	武装グループ
事案の概要と被害状況	〇〇地区で発生した武装グループによる攻撃は、多数の死傷者を出し、さらに人的被害は、拡大のおそれがある。武装グループの行動が不明であり、他地区での二次攻撃の可能性があるため、屋内避難を要する。
今後の予測・影響と措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び県の指示に従う。</li> <li>・警察、自衛隊により攻撃の沈静化を図っているが、武装グループの潜伏場所や勢力等、正確な情報が入手できないため、突発的な事態の発生を考慮し、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が攻撃に巻き込まれるおそれが少ない。</li> <li>・県の要請後、警察・消防等によりNBCが検知された場合、風向・風速の状況によっては影響が広範囲に及び、被害が拡大する可能性がある。NBCの影響を考慮し、正確な情報が入手できるまで屋内に一時的に避難させる。</li> </ul>
気象の状況	天候: 気温: °C 風向: 風速: m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	町内全域
避難先と避難誘導の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武装グループの勢力・挙動が不明であることから、一時的に屋内避難を行う必要があると判断された場合、該当施設からの域外避難を行う。</li> <li>・NBC剤の影響が懸念されることから、一時的に屋内避難を行う。必要があると判断された場合、該当地域からの域外避難を行う。</li> <li>・武装グループの潜伏位置が不明のため、避難誘導は、警察官及び自衛官が巡回し、警備と同時に屋内への避難を呼びかける。</li> </ul>
避難開始日時	年 月 日 :
避難完了予定日時	年 月 日 :
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	自衛隊・警察:武装グループの鎮圧と住民の安全確保 消防本部:安全な地域で周辺住民の誘導及び屋内避難の呼びかけ ※県の要請後、警察、消防は、NBCの検知活動を行い、影響範囲を推定する。
連絡調整先	自衛隊 警察 消防本部



3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武装グループの潜伏位置、勢力等の判明状況により、事態の長期化のおそれがあるとともに、屋内避難継続地域と域外避難実施地域に区分されることも想定される。</li> <li>・屋内避難が長期化する場合、自宅等への個別避難住民に対する食料や生活必需品等の供給、要配慮者・入院患者への対応が困難となるため、安全確保を前提として、近隣の避難施設へ集団避難させる必要が生じる。</li> <li>・武装グループのNBC武器保有の可能性に対する配慮が必要である。</li> </ul>
4 住民の行動(基本事項)	
4 住民の行動要領参照(P5~P13)	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	・防災行政無線、登録制メール等あらゆる手段を活用し、要避難の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。
避難実施要領の伝達先	・町内(管内)の各機関及び団体等
職員間の連絡手段	・各課の緊急連絡網による。
6 緊急時の連絡先	
吉見町 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：0493-54-1511 FAX：0493-54-4200

パターン3-① 着航空攻撃からの避難(兆候がある場合)

避難実施要領	
吉見町長 年月日時 分現在	
域外避難(航空攻撃①)	
<b>1 県からの避難指示の内容</b>	
別添参照(略)	
<b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	〇〇方面
実行の主体	〇〇国
事案の概要と被害状況	〇〇日前から東京を中心に外国籍軍の航空機による攻撃が続いており、その標的は、首都圏全域に及びつつある。直接攻撃対象となることは考えづらいが、自衛隊との交戦の末に墜落、又はミサイル等が誤って落下することが考えられるため、近県への避難を検討する必要がある。
今後の予測・影響と措置	・国及び県の指示に従う。 ・迅速に避難開始できるよう、住民に対し、避難準備を促すとともに、住民のとるべき行動について周知する。
気象の状況	天候: 気温: °C 風向: 風速: m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	町内全域
避難先と避難誘導の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町で指定した施設へは徒歩で移動する。その後の交通手段等の避難方法については、町で指示する。</li> <li>・徒歩での移動が困難な要配慮者については、自家用車での避難を認めることとする。</li> <li>・対策本部は、避難住民の誘導に関し、東松山警察署及び国民保護等派遣の自衛隊の部隊等の長と緊密に連携する。</li> <li>・町は、全員の避難終了まで、誘導を行う。</li> <li>・避難の単位は、可能な限り行政区又は事業所単位等とする。</li> <li>・避難誘導、移動中における食料等の配給、要配慮者等の避難の援助などは、必要に応じ、住民に協力を求める。</li> </ul>
避難開始日時	年 月 日 :
避難完了予定日時	年 月 日 :
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	自衛隊: 住民の移送 警察: 主要道路での交通規制と誘導 消防本部: 重症患者の転院及び避難時負傷した住民への対応 消防団: 地域住民への避難の呼びかけ
連絡調整先	県対策本部: 町職員 ____ 人を派遣 現地調整所: 町職員 ____ 人を派遣

3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自力での歩行が困難な者や観光客、日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が域外避難に関する援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。</li> <li>・住民以外の滞在者についても、域外への避難誘導について、観光施設・集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。</li> </ul>			
地域の特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化が進んでおり、避難することが困難な方への対応に時間がかかる。行政区長等へ協力を依頼し、乗り合わせ等による対応を行う。</li> </ul>			
時期による特性				
4 住民の行動(基本事項)				
4 住民の行動要領参照(P5~P13)				
5 要避難地域及び避難先地域				
区分	要避難地域名	要避難者数	避難先地域名	受入人数
1		人		人
2		人		人
3		人		人
4		人		人
5		人		人
6 職員配置				
配置場所	各避難所等			
現地調整所(人数)	町職員__人			
7 残留者の確認				
確認者	町・消防			
場所	各戸			
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸別訪問を行い、チャイムを鳴らすなど、声かけを行い、避難するよう求める。</li> <li>・反応がない場合には、避難済みであると判断する。その際は、玄関扉に確認済みが分かるようマークする。</li> </ul>			
8 情報伝達				
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、登録制メール等あらゆる手段を活用し、要避難の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。</li> </ul>			
避難実施要領の伝達先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内(管内)の各機関及び団体等</li> </ul>			
職員間の連絡手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課の緊急連絡網による。</li> </ul>			
9 避難誘導時の食糧の支援・提供方法				
食事場所				
食事の種類				
担当部署				
10 緊急時の連絡先				
吉見町 国民保護／緊急処理事態対策本部	電話:0493-54-1511 FAX:0493-54-4200			

パターン3-② 航空攻撃からの避難(兆候がない場合)

避難実施要領	
吉見町長 年月日時 分現在	
屋内避難(航空攻撃②)	
<b>1 県からの避難指示の内容</b>	
別添参照(略)	
<b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	関東地方全域
実行の主体	〇〇国
事案の概要と被害状況	対策本部長は、航空攻撃の兆候があることから、領空に侵入された場合に備えた適切な対応を講じることができるよう、あらかじめ航空攻撃の情報と危険性の周知を実施した。同時にNBC兵器の可能性についても周知した。
今後の予測・影響と措置	領空に侵入された場合、速やかに対象地域の情報を国、県から入手し、住民に対し、堅牢な建物などの屋内に避難できるよう、周知徹底する。その際、住民に対し、国からのJアラート放送、テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集を呼びかける。
気象の状況	天候: 気温: °C 風向: 風速: m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	町内全域(関東地方全域)
避難先と避難誘導の方針	・避難先は、最寄りの堅牢な建物とする。 ・一次攻撃以降も不要な外出を避けることを呼びかける。 ・二次攻撃以降も、国による警報が発令されることから、避難についても同様に住民へ伝達する。
避難開始日時	年 月 日 :
避難完了予定日時	年 月 日 :
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	比企広域消防本部、東松山警察署は、それぞれの車両により、住民への警報の伝達と屋内避難の周知を図る。
連絡調整先	自衛隊 警察 消防本部
<b>3 事態等の特性で留意すべき事項</b>	
事態の特性	(1) 攻撃目標の予測は困難であることや、突発的な着弾に備えて、できるだけ外出は避け、堅牢な建物に避難する。 (2) 不審な爆発音等を聞いた場合、町、消防、警察へ通報するよう住民へ周知する。 (3) NBC兵器が使用される可能性があるため、以下の事項に留意する。 ① 核兵器の場合

	<p>(ア) 核爆発による熱線、衝撃波等を回避するため、基本的に建物の地下へ避難する。このため、住民は、日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。</p> <p>(イ) 核攻撃後も放射能の影響が考えられるため、住民は、以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまで、むやみに地上に脱出しない。</li> <li>・安全が確認されるまで、むやみに爆心地へ近づかない。</li> </ul> <p>(ウ) 放射性降下物による外部被ばく、内部被ばくを避けるため、避難に当たっては、以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等を着用することで外部被ばくを抑制する。</li> <li>・内部被ばくを避けるため、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護する。汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける。また、安定ヨウ素剤の服用等医療機関等から指示があった場合には、指示に従うものとする。</li> </ul> <p>(エ) ダーティボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難させる。</p> <p>② 生物兵器の場合</p> <p>(ア) 攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。</p> <p>(イ) ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて、治療するなどの措置を講ずるものとする。</p> <p>③ 化学兵器の場合</p> <p>(ア) 風向きを確認し風下を避け、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れる。</p> <p>(イ) 外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は高所に避難する。気密性の低い部屋に避難した場合には、全ての窓を閉め切り、ガムテープなどで外気が漏れてこないように補強する。また、空調は、停止させる。</p> <p>(ウ) ラジオ等により情報の収集に努め、除染等が終了し安全が確認されるまでの間、むやみに外に出るなどの行動をしない。</p> <p>(エ) 化学剤による被害を受けた場合には、直ちに専門機関による除染等の措置を受けるなど、指示に従う。</p>
<b>4 住民の行動(基本事項)</b>	
4 住民の行動要領参照(P5~P13)	
<b>5 情報伝達</b>	
避難実施要領の住民への伝達方法	・防災行政無線、登録制メール等あらゆる手段を活用し、要避難の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。
避難実施要領の伝達先	・町内(管内)の各機関及び団体等
職員間の連絡手段	・各課の緊急連絡網による。
<b>6 緊急時の連絡先</b>	
吉見町 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話:0493-54-1511 FAX:0493-54-4200

パターン4-① 弾道ミサイル攻撃からの避難(通常弾頭の場合)

避難実施要領	
吉見町長 年月日時 分現在	
屋内避難(弾道ミサイル・通常弾頭)	
<b>1 県からの避難指示の内容</b>	
別添参照(略)	
<b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	関東地方全域
実行の主体	〇〇国
事案の概要と被害状況	対策本部長は、弾道ミサイル発射の兆候があることから、発射された場合に備えた適切な対応を講じることができるよう、あらかじめミサイル情報と危険性の周知を実施した。
今後の予測・影響と措置	・弾道ミサイルが発射された場合、速やかに発射方向と着弾予想地域の情報を国、県から入手し、住民に対し、堅牢な建物などの屋内に避難できるよう対応を周知徹底する。その際、住民に対し、国からのJアラート放送、テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集を呼びかける。
気象の状況	天候: 気温: °C 風向: 風速: m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	町内全域(関東地方全域)
避難先と避難誘導の方針	・避難先は、最寄りの堅牢な建物とする。 ・初弾の着弾以降も不要な外出を避けることを呼びかける。 ・二次攻撃以降も発射のつど、国による警報が発令されることから、避難については、初弾と同様に住民へ伝達する。
避難開始日時	年 月 日 :
避難完了予定日時	年 月 日 :
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	比企広域消防本部、東松山警察署は、それぞれの車両により、住民への警報の伝達と屋内避難の周知を図る。
連絡調整先	自衛隊 警察 消防本部
<b>3 事態等の特性で留意すべき事項</b>	
事態の特性	・弾道ミサイルの着弾地域の予測は困難であることや、突発的な着弾に備えて、できるだけ外出は避け、堅牢な建物に避難する。 ・ミサイル着弾音と思われる不審な音を聞いた場合、町、消防、警察へ通報するよう住民へ周知する。

<b>4 住民の行動(基本事項)</b>	
4 住民の行動要領参照(P5~P13)	
<b>5 情報伝達</b>	
避難実施要領の住民への伝達方法	・防災行政無線、登録制メール等あらゆる手段を活用し、要避難の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。
避難実施要領の伝達先	・町内(管内)の各機関及び団体等
職員間の連絡手段	・各課の緊急連絡網による。
<b>6 緊急時の連絡先</b>	
吉見町 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：0493-54-1511 FAX：0493-54-4200

パターン 4-② 弾道ミサイル攻撃からの避難(NBC兵器の弾頭の場合)

避難実施要領	
吉見町長 年月日時 分現在	
屋内避難(弾道ミサイル・NBC兵器)	
<b>1 県からの避難指示の内容</b>	
別添参照(略)	
<b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	関東地方全域
実行の主体	〇〇国
事案の概要と被害状況	対策本部長は、航空攻撃の兆候があることから、領空に侵入された場合に備えた適切な対応を講じることができるよう、あらかじめ航空攻撃の情報と危険性の周知を実施した。同時にNBC兵器の可能性についても周知した。
今後の予測・影響と措置	領空に侵入された場合、速やかに対象地域の情報を国、県から入手し、住民に対し、堅牢な建物などの屋内に避難できるよう、周知徹底する。その際、住民に対し、国からのJアラート放送、テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集を呼びかける。
気象の状況	天候: 気温: °C 風向: 風速: m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	町内全域(関東地方全域)
避難先と避難誘導の方針	・避難先は、最寄りの堅牢な建物とする。 ・初弾の着弾以降も不要な外出を避けることを呼びかける。 ・二次攻撃以降も発射のつど、国による警報が発令されることから、避難については、初弾と同様に住民へ伝達する。
避難開始日時	年 月 日 :
避難完了予定日時	年 月 日 :
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	比企広域消防本部、東松山警察署は、それぞれの車両により、住民への警報の伝達と屋内避難の周知を図る。
連絡調整先	自衛隊 警察 消防本部
<b>3 事態等の特性で留意すべき事項</b>	
事態の特性	(1) 弾道ミサイルの着弾地域の予測は困難であることや、突発的な着弾に備えて、できるだけ外出は避け、堅牢な建物に避難する。 (2) ミサイル着弾音と思われる不審な音を聞いた場合、町、消防、警察へ通報するよう住民へ周知する。 (3) NBC弾頭が使用される可能性があるため、以下の事項に留意する。 ① 核兵器の場合



	<p>(ア) 核爆発による熱線、衝撃波等を回避するため、基本的に建物の地下へ避難する。このため、住民は、日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。</p> <p>(イ) 核攻撃後も放射能の影響が考えられるため、住民は、以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまで、むやみに地上に脱出しない。</li> <li>・安全が確認されるまで、むやみに爆心地へ近づかない。</li> </ul> <p>(ウ) 放射性降下物による外部被ばく、内部被ばくを避けるため、避難に当たっては、以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等を着用することで外部被ばくを抑制する。</li> <li>・内部被ばくを避けるため、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護する。汚染された疑いのある水や食物の摂取をさける。また、安定ヨウ素剤の服用等医療機関等から指示があった場合には、指示に従うものとする。</li> </ul> <p>(エ) ダーティボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難させる。</p> <p>② 生物兵器の場合</p> <p>(ア) 攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。</p> <p>(イ) ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて、治療するなどの措置を講ずるものとする。</p> <p>③ 化学兵器の場合</p> <p>(ア) 風向きを確認し風下を避け、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れる。</p> <p>(イ) 外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は高所に避難する。気密性の低い部屋に避難した場合には、すべての窓を閉め切り、ガムテープなどで外気が漏れてこないように補強する。また、空調は、停止させる。</p> <p>(ウ) ラジオ等により情報の収集に努め、除染等が終了し安全が確認されるまでの間、むやみに外に出るなどの行動をしない。</p> <p>(エ) 化学剤による被害を受けた場合には、直ちに専門機関による除染等の措置を受けるなど、指示に従う。</p>
<b>4 住民の行動(基本事項)</b>	
4 住民の行動要領参照(P5~P13)	
<b>5 情報伝達</b>	
避難実施要領の住民への伝達方法	・防災行政無線、登録制メール等あらゆる手段を活用し、要避難の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。
避難実施要領の伝達先	・町内(管内)の各機関及び団体等
職員間の連絡手段	・各課の緊急連絡網による。
<b>6 緊急時の連絡先</b>	
吉見町 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：0493-54-1511 FAX：0493-54-4200

## 5 避難誘導における留意点

### (1) 各種の事態に即した対応

弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃、大規模テロなど攻撃類型により、また、避難に時間的余裕があるか否か、昼間の市街地における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の方法は異なる。そのため、常にその事態に即した避難誘導の実現を図ることが重要であり、避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することに留意する。

- ① 弾道ミサイル攻撃については、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに各人が対応できるよう、以下の行動を周知しておくことを主な内容とする。
  - ・爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
  - ・速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
  - ・近隣の堅牢な建物や地下室など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に警察官や消防署員がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
  - ・異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順を基本とする。一方で、突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では各人がその判断により危険回避のための行動をとるとともに、警察、消防、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行う。
- ③ 突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、上記の弾道ミサイル攻撃と同様の行動がとれるよう周知する
- ④ 突発的なテロなどにおいては、迅速かつ正確な状況把握に努めるとともに、住民等に正確な情報や落ち着いて指示に従うこと等を防災行政無線や施設管理者による放送等で伝達し、パニックを防止する。
- ⑤ 効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけなければならないが、その際、特に住民への情報提供及び避難行動要支援者の避難誘導について留意する。

## (2) 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

避難住民の誘導に当たっては、国の対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容(特に国民保護法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況)、また、それを受けた県知事による避難の指示を踏まえて対応することを基本とする。

一方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える。

- ① 避難実施要領の策定に当たっては、県、警察、消防、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえるとともに、町の各所管の情報等も集約し、避難方法の決定や情報の共有を図る。
- ② 町国民保護対策本部は、町域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて、活動調整にあたる。
- ③ 避難誘導の開始や終了時、問題が生じたときなどは、現地連絡調整所に必ず連絡し、現地連絡調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておく。また、現地連絡調整所の職員は、町国民保護対策本部と常に連絡を取り合い、連携のとれた対応を行う。
- ④ 政府の現地対策本部が設置された場合には、町職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させる。

## (3) 住民に対する情報提供

国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められていることから、避難誘導に当たっても住民に可能な限り情報提供をしていくよう留意する。

- ① 武力攻撃やテロについては、日本ではあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に希望的観測を抱いて災害の発生を軽視や無視をし、適切な行動をとらないということ(ノーマルシー・バイアス=「正常化の偏見」)が起きやすく、また、逆に小さな事象に対し過剰に反応したり(カタストロフィー・バイアス)、流言や誤情報に基づいて思い込みで行動したりする可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供する。その際、事態の状況や住民の避難に関わる情報のみならず、住民に少しでも安心感を持ってもらうため、町側の対応の状況についても可能な限り提供する(状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けること)。また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高いため、必要な要員を確保するとともに、把握している情報を基に丁寧な状況説明を

行うこと等により、残留者の説得を行う。

- ② 放送事業者には情報伝達の即時機能があることから、重要な情報は速やかに放送事業者に提供する。
- ③ 核・生物・化学(NBC)攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような場合においては、住民には危険が迫っていることが察知できないため、あらゆる手段を用いて速やかに情報提供を行う。

#### (4) 避難行動要支援者への配慮

避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことに配慮する。また、時間的余裕がなく、屋内にとどまる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考える。

- ① 具体的には、以下の避難行動要支援者支援措置を講じる。
  - ・自主防災組織や消防団等による情報が伝達されているか否かの確認
  - ・社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施等
- ② また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保に留意する。

#### (5) 安全な避難誘導

避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難に当たっての前提である。このため、避難誘導の開始時において、警察、消防等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、町の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図る。また、一時避難場所からバス等で移動する場合は、一時避難場所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせる。

また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落したりすることがないように留意する。

- ① 避難誘導の実施に当たっては、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要なため、現場におけるそれぞれの誘導員がリーダーシップを発揮することで、落ち着いた避難が行えるよう留意する。
- ② 避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる。
  - ・住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。

- ・誘導員は、防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること(自主防災組織等への特殊標章の交付も検討)。
- ・誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・近隣の住民に声をかけ合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

## (6) 学校や事業所における対応

学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考える。

- ① 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする(登下校中や課外活動中に、学校に戻ったりする児童生徒等についても同様)。
- ② また、事業所については、地域の避難誘導を主体的に行うことができる場合は、その協力を依頼する。